

ID: 171

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	入館の制限		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町観音の湯ざぶーん館条例 第11条		
例 規 番 号	平成17年 条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (入館の制限)                      第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 その利用が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</li> <li>二 その利用が施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</li> <li>三 その他ざぶーん館の管理上支障があるとき。</li> </ul> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日